明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式一〇株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年八月三日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年七月二日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二一番七号

株式会社カルチャー・オブ・エイジア

代表取締役　大原　熙代

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である遠藤隆志が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年七月二日

東京都千代田区一番町一七番六号一番町MSビル五階

センサブル・インターナショナル・インク

日本における代表者　遠藤　隆志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である瀧川義一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年七月二日

東京都港区西麻布四丁目一四番一四―三〇一号

ナラス・インク

日本における代表者　瀧川　義一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である橋﨑智が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年七月二日

神奈川県横浜市西区北幸二丁目五番一七号

横浜NSビル四階

クロンテル・インターナショナル・リミテッド

日本における代表者　橋﨑　智

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるファーマン恵美が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年七月二日

三重県桑名市筒尾八丁目八番一一号

DSA Legal Solutions, LLC

日本における代表者　ファーマン恵美

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である油野功が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年七月二日

大阪市西区北堀江一丁目五番二号四ツ橋新興産ビル

TSY AMERICA, INC.

日本における代表者　油野　功

限定承認公告

本籍大阪府岸和田市岸城町一八一二番地、最後の住所大阪府岸和田市上町四番八号

被相続人　亡　池田　和巳

右被相続人は平成二十四年三月二十五日死亡し、その相続人は平成二十四年六月十八日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二日

大阪市中央区北浜二丁目五番二三号小寺プラザ一二階

限定承認者池田良樹

代理人弁護士　阪中　達彦

限定承認公告

本籍京都市伏見区津知橋町三九三番地の一、最後の住所奈良県大和郡山市額田部北町六九一番地

被相続人　亡　塚田　利雄

右被相続人は平成二十四年一月五日死亡し、その相続人は平成二十四年六月二十一日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二日

奈良県大和郡山市額田部北町六九一番地

相続財産管理人　塚田　和子

自己株式取得事項の通知公告

当社は、自己株式の取得につき、平成二十四年六月二十二日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、取得する株式の数　一、〇〇〇、〇〇〇株

二、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　金五〇円

三、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　金五〇、〇〇〇、〇〇〇円

四、株式の譲渡しの申込みの期日　平成二十四年九月二十八日

平成二十四年七月二日

大阪市中央区備後町三丁目三番一一号

小泉産業株式会社

代表取締役社長　梅田　照幸

任意清算公告

当法人は、平成二十四年六月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年七月二日

兵庫県姫路市田寺東三丁目九番一六号

税理士法人後藤綜合会計事務所

代表社員　後藤　信孝

信用事業の全部譲渡にかかる公告

当会は、平成二十四年六月二十九日開催の第六十四回通常総会において、主務大臣の認可を条件として、平成二十四年十月九日をもって農林中央金庫（東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号）に信用事業の全部譲渡を実施することを決議いたしました。

つきましては、この信用事業の全部譲渡に対し異議のある債権者は、平成二十四年八月三日までにその旨お申し出下さいますよう、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十七条で準用する同法第十二条の規定により公告いたします。

なお、当会の貸借対照表については、当会本所に備え置いてあります。

平成二十四年七月二日

青森市東大野二丁目一番地一五

青森県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長　大橋　康市

取消公告

平成二十四年六月十二日掲載の定款変更につき通知公告は取消します。

平成二十四年七月二日

大阪市中央区難波五丁目一番六〇号

スイスホテル大阪南海株式会社

代表取締役　クリスチャン・シャウフェルヴュル

取消公告

平成二十四年六月二十七日（号外第一四〇号）掲載の新和工業株式会社に係る第二十八期決算公告は取消します。

平成二十四年七月二日

扱　店

正　誤

平成二十四年三月三十一日（号外特第十号）公布法律第十八号（地方交付税法等の一部を改正する法律）

（印刷誤り）

一五〇ページ下段二二行目から二三行目の「八　補正予算債　償還費」は「八　補正予算債　償還費」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年三月十四日（号外第五十七号）厚生労働省告示第百二十二号（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める件）				
（原稿誤り）				
同日（同号外）厚生労働省告示第百二十三号（児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める件）				
（原稿誤り）				
同日（同号外）厚生労働省告示第百二十七号（厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件）				
（原稿誤り）				
二八	下	終りから一六	児童発達支援センター	児童発達支援センター
二〇	上	〃 二一	指定児童発達支援事業所	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）
二八	下	終りから二	180人以下	190人以下
二九	上	〃 一八	翌日	翌日
〃	〃	一〇	初日	
三九	下	九～一〇	長久手町	長久手市

四〇ページ上段二行目を削除する。

◉号外　七月二日付第一四四号二二　四ページ●同日付政府調達第一二四号八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）